

指定管理者の指定について

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南五丁目一四番地の五三号岐阜県県民ふれあい会館六階  
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会
- 二 指定の期間 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで